

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成十六年秋田県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「地方独立行政法人（以下「法人」という。）」を「法人」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図りながら、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該地方独立行政法人（以下「法人」という。）の役員及び職員

二 当該法人の子法人（法第十三条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 前二号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事、当該法人の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 法第十三条第四項後段の監査報告に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 監査の方法及びその内容
- 二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかに関する意見
- 三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用に関する意見
- 四 法人の役員の職務の遂行に関し不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があった場合は、その事実
- 五 監査のための必要な調査をすることができなかった場合は、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、第十四条の規定により法人が知事に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

(業務の実績等の報告書)

第八条 法第二十八条第二項の報告書及び法第七十八条の二第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- 二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第十九条を第二十三条とする。

第十八条第一項第二号中「第二十三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十条とし、第十五条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る法人の内部組織）

第十八条 法第五十六条の二第一号の離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に存するものに限る。次項において同じ。）として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つていた場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出に係る法人の管理又は監督の地位）

第十九条 法第五十六条の二第二号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第二百四十五条第二項の表第一号の部長、同条第四項の表第六号の次長（同条第二項の表の備考第一号に規定する部に置かれるものに限る。）又は同表第四号の課長（同規則第三条の表の中欄に掲げる課に置かれるものに限る。）の職に相当するもの（役員を除く。）として知事が定めるものとする。

第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、

同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とし、第十条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の作成)

第十二条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図りながら、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる者

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 法第三十五条第一項後段の会計監査報告に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見がある場合は、次に掲げる意見の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(一) 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準（地方独立行政法人法施行規則第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準をいう。）(二)において同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(二) 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準

その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

(三) 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がない場合は、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、法第三十四条第二項の事業報告書（会計に係る部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

4 前項第四号の追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

第九条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 法人の目的、業務内容、沿革、設立団体、組織図その他の法人の概要

二 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

三 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

四 公立大学法人にあつては、在学する学生の数

- 五 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
- 六 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに当該法人への出向者の数
- 七 非常勤職員の数
- 八 財務諸表に記載された事項の概要
- 九 重要な施設等の整備等の状況
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財源の内訳
- 十二 財務情報及び業務の実績に基づく説明

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。